

村の価値を守る新条例や 予算編成の基本方針を審議

令和8年第1回定例会に先立ち開催された合同常任委員会では、村の自然や景観を守るための新たな条例案や、令和8年度予算編成の考え方、さらには有害鳥獣対策や村有地売却など、多岐にわたる項目について活発な質疑が行われた。

【議案審議】

南阿蘇村普遍的価値の継承と地域開発の適正化に関する条例

村の自然環境や景観、歴史文化を「普遍的価値」と定義し、蓄電所や太陽光発電、産業廃棄物処理施設などの開発が村の価値と調和するかを確認する届出・審査制度を設けるものです。

〈山本委員〉

誘致企業が適用除外（第22条）となっているのはなぜか。村長の独断で規定を除外できるのではないか。

答 総務課審議員

誘致企業は村が誘致を働きかけ、事前に十分な協議を行うことを前提としているため、一般の事業者の参入を想定した本条例のプロセスとは差別化している。

〈丸野委員〉

紛争が生じた際に「村に一切の責任転嫁をしない」とする規定（第6条）は、村の関与を否定しすぎではないか。

答 総務課審議員

開発前に事業者に強い自覚を促す意図がある。他法令に基づく村の必要な関与や指導助言の余地は損なわれない。

〈山室委員〉

現在、両併・白川地区で計画され、説明会も予定されている「大規模蓄電施設」は、この条例の対象に該当するのか。

答 総務課審議員

条例の附則において、既に法的基準をクリアし準備が進んでいるものについては経過措置（適用除外）を設けている。後から制定する条例を既存の計画にすべて適用することは難しい。

〈山室委員〉

条例の理念は評価するが、今まさに住民が不安に感じている目の前の事案に適用されないのであれば「後追い」ではないか。

答 村 長

法の原則として「遡及（さかのぼって適用すること）」はできない。現在説明会が行われている案件に対しての遡及効果はないが、今後新たに浮上する計画に対して、村独自の歯止めをかけるための重要な一歩である。

【予算審議】

令和8年度予算編成と財政運営の5原則

経常収支比率が高水準で推移する厳しい財政状況を踏まえ、令和8年度の予算編成方針が示されました。

・ 予算編成の5原則

1. 身の丈に合った財政運営（事業の廃止・縮小）
2. 歳入歳出の徹底した見直し（ゼロベース予算）
3. 事業の選択と集中（新規起債の抑制）
4. 重点施策への対応（村長公約・未来会議提案の予算化）
5. 成果重視の行政運営

答 村 長

新たな起債を前年比7割に抑えるなど厳しく査定した。ふるさと納税で「稼ぐ」努力を続けつつ、補助団体の見直しなど、改革の意識を組織の末端まで浸透させていく。

【その他の質疑】

〈丸野委員〉

育児や長期出張などで活動が困難な団員が、身分を保持したまま一定期間休止できる「休団制度」を、本村でも導入・検討できないか。

〈丸野委員〉

村内雇用の充実のため、リニューアルされる広報紙に村内企業の求人情報を掲載してはどうか。

〈河内委員〉

今年度、イノシシの捕獲数が激減（前年比約7割減）している理由は何か。

〈山本委員〉

旧グリーンピア東側村有地は売却ではなく、近年、他の自治体でも導入事例があり将来に財産を残せる「定期借地権」での活用は検討できないか。

〈工藤委員〉

若手職員の早期退職を防ぐため、やりがいを持って働ける環境づくりが必要ではないか。

〈岡委員〉

3月の野焼き作業中の負傷事故を受け、村の保険の補償内容は十分か。